

令和6年6月3日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和6年6月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第49号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について ……	1頁
議案第50号	一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について ……	3頁
議案第51号	一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に ついて ……	36頁
議案第52号	ツインアーチ138エレベーター改修工事の請負契約の締結について ……	38頁
議案第53号	環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について ……	39頁
議案第54号	三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について ……	40頁
議案第55号	一宮市土地開発公社定款の一部改正について ……	41頁
承認第2号	専決処分の承認について ……	43頁
報告第5号	専決処分の報告について ……	49頁
報告第6号	令和5年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について ……	51頁
報告第7号	令和5年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について ……	53頁
報告第8号	令和5年度愛知県一宮市水道事業会計継続費通次繰越額の報告につ いて ……	62頁
報告第9号	令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告につ いて ……	64頁
報告第10号	令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について ……	66頁
報告第11号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について ……	69頁
報告第12号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について ……	82頁
報告第13号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について ……	103頁
報告第14号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について ……	115頁

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンターの名称が公益財団法人尾州ファッションデザインセンターに変更されたことに伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるもの等) 第2条 法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター</u> (6)～(12) 略 2 略	(法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるもの等) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>公益財団法人尾州ファッションデザインセンター</u> (6)～(12) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、個人住民税の定額減税に係る規定の整備、固定資産税及び都市計画税に係るわがまち特例制度の特例の新設及び負担調整措置の適用期間の延長等を行い、並びに条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより減免の申請をしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより減免の申請をしなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営</p>

利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に

利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に

においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

第5条 略

は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

第5条 略

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択によ

り、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の4 略

適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の4 略

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、前条及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人

の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはは

ないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期

から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に

相当する額をいう。以下この号において
同じ。)を控除した額をいう。以下この
号において同じ。)を2で除して得た金額
(当該金額に1,000円未満の端数がある
とき、又は当該金額の全額が1,000円未
満であるときは、その端数金額又はその
全額を切り捨てた金額。以下この項にお
いて「第2期分金額」という。)をその者
の特別税額控除前の普通徴収に係る個
人の市民税の額から控除した残額に相
当する金額(以下この項において「第1期
分金額」という。)に満たない場合には、
第1期納期及び第2期納期に普通徴収の
方法によって徴収すべき公的年金等に
係る所得に係る個人の市民税の額(以下
この項において「普通徴収対象税額」と
いう。)並びに第47条の3に規定する特別
徴収対象年金給付の支払をする際、特別
徴収の方法によって徴収すべき公的年
金等に係る所得に係る個人の市民税の
額(以下この項及び第3項において「特別
徴収対象税額」という。)は、第1期納期
においてはその者の第1期分金額からそ
の者の年金所得に係る個人の市民税に
係る特別税額控除額を控除した残額に
相当する税額、第2期納期においてはそ
の者の第2期分金額に相当する税額、当
該年度の初日の属する年の10月1日から
11月30日までの間においてはその者の
特別税額控除前の特別徴収に係る個人
の市民税の額を3で除して得た金額(当
該金額に100円未満の端数があるとき、
又は当該金額の全額が100円未満である
ときは、その端数金額又はその全額を切
り捨てた金額。以下この項において「分
割金額」という。)に2を乗じて得た金額
をその者の特別税額控除前の特別徴収
に係る個人の市民税の額から控除した
残額に相当する金額(以下この項におい
て「10月分金額」という。)に相当する

税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金

給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度

の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項____の規定の適用については、同項中____「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第8条第2項」とする

_____。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～6 略

7～14 略

係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、付則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第8条第2項」と、付則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第8条第2項及び」と、前条中「付則第7条の4及び」とあるのは「付則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

8～15 略

15～18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3～7 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各

16 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

17～20 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～8 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各

号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震

号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる 書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震

改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から付則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4

改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(1)～(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7

年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度

__の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

__の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規

分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分

__の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規

定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
- 第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税が___、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とす

定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)
- 第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____ を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とす

る。
表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以後の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 略

2・3 略

4 令和2年度分の固定資産税について一宮

市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年一宮市条例第23号)による改正前の一宮市市税条例(以下「旧市税条例」という。)
付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る旧市税条例付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第13条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの

る。
表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以後の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 略

2・3 略

第13条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

_____(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分

_____の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの

各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)_____に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間になされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間になされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 略

(1)～(4) 略

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1

<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1</u></p>

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

<p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 略</p>	<p>3・4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 略</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 第3条 略	付 則 第3条 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第6条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第7条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第3条の2 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第6条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5_____

_____を乗じて得た額を加算した額_____

_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第7条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産

税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第8条 付則第6条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第9条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第8条 付則第6条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第9条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第10条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第11条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年

第10条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第11条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額()に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年

度以後の各年度分の都市計画税の特例)

第12条 略

第13条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第14条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税

度以後の各年度分の都市計画税の特例)

第12条 略

第13条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____

_____ (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第14条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税

<p>の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 付則第6条及び第8条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6条及び第9条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第6条、第7条、第9条及び第10条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9条から第11条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11条の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12条から第14条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p> <p>第17条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 付則第6条及び第8条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6条及び第9条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第7条</u>、第9条及び第10条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9条から第11条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11条の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12条から第14条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>第17条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第56条の改正規定は、令和7

年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第51号

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

国が住居等で勤務することを命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当を支給することとしたことに伴い、病院事業職員に対し、在宅勤務等手当を支給できるようにするため、本案を提出する。

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年一宮市条例第35号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</p> <p>第9条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</p> <p>第9条 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p><u>第9条の2 住居その他これに準ずるものとして管理者が規程で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が規程で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が規程で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規程で定める。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

ツインアーチ138エレベーター改修工事の請負契約の締結について

次のとおりツインアーチ138エレベーター改修工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 ツインアーチ138エレベーター改修工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市光明寺字浦崎21番地3
- 3 工 事 概 要 エレベーター改修工事 一式
- 4 契 約 方 法 随意契約
- 5 契 約 金 額 236,500,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社

環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 ごみ焼却施設の分解、整備及び調整に伴う定期修繕工事
 - (1) 受入供給設備工事一式
 - (2) 燃焼設備工事一式
 - (3) 燃焼ガス冷却設備工事一式
 - (4) 排ガス処理設備工事一式
 - (5) 給排水配管設備工事一式
 - (6) 余熱利用発電設備工事一式
 - (7) 通風設備工事一式
 - (8) 灰出し設備工事一式
 - (9) 電気計装設備工事一式
 - (10) 雑設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 396,000,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店

三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について

次のとおり三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 三ツ井公園流域貯留施設築造工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市三ツ井6丁目地内
- 3 工事概要 流域貯留施設の築造工事
 - (1) 流域貯留施設工事一式
 - (2) 流入施設工事一式
 - (3) 放流施設工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,540,000,000円
- 6 契約の相手方 大興・イチテック・平野特定建設工事共同企業体
 - 代表者 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社
 - 構成員 一宮市せんい1丁目2番19号
株式会社イチテック
 - 構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地
平野建設株式会社

一宮市土地開発公社定款の一部改正について

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第14条第2項の規定により、一宮市土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市土地開発公社の公告についてウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行うことができるようにし、及び理事会についてあらかじめ書面等による議決が適当であると認められる場合において、書面又は電磁的記録により開催できるようにするため、本案を提出する。

一宮市土地開発公社定款の一部を改正する定款

一宮市土地開発公社定款の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(公告の方法) 第5条 略</p> <p>(書面等による議決) 第16条の3 理事長は、理事会の招集通知を發した後、災害その他やむを得ない事由により対面會議によることが著しく困難である事情が生じたとき _____ _____ は、理事全員の同意により、書面又は電磁的記録により理事に賛否の申出を求め、理事会の議決に代えることができる。 2 略</p>	<p>(公告の方法) 第5条 略 2 <u>電磁的記録による公社の公告は、前項の規定にかかわらず、公社のウェブサイトに設置した掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(書面等による議決) 第16条の3 理事長は、理事会の招集通知を發した後、災害その他やむを得ない事由により対面會議によることが著しく困難である事情が生じたとき <u>又は招集通知を發する際、あらかじめ書面等による議決が適当であると理事長が認めたときは</u>、理事全員の同意により、書面又は電磁的記録により理事に賛否の申出を求め、理事会の議決に代えることができる。 2 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この定款は、愛知県知事の認可の日から施行する。

承認第2号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中 野 正 康

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(令和6年3月30日専決)

令和6年3月31日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第21号

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略
7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

<p>合は、3分の2とする。</p> <p><u>16 法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>17 法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>18・19 略</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><u>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>については、<u>法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>	<p>合は、3分の2とする。</p> <p><u>15 法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>16 法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>17・18 略</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><u>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税</u>については、<u>法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p><u>第2条 法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p><u>第3条 法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p><u>第4条 法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p><u>第4条の2 法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>付 則</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p><u>第2条 法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p><u>第3条 法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p><u>第4条 法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

<p>第18条 <u>地方税法等の一部を改正する法律</u> (令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>第18条 <u>地方税法等の一部を改正する法律</u> (令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) 略</p>	<p>(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) 略</p>

<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和 62 年 3 月 23 日議決)

1 第 1 項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 6. 3. 10	令和 6. 1. 11	交通事故	なし	観光交流課

2 第 2 項第 1 号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 6. 3. 5	令和 5. 9. 29	交通事故	481,091円	333,251円	木曾川消防署

報告第6号

令和5年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について

令和5年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度 愛知県一宮市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国 支 出	県 金	市 債
4	1 衛生費	新保健所 建設工事 監理事業	円 97,900,000	円 970,000	円 0	円 970,000	円 899,800	円 70,200	円 70,200	円 70,200	円 0	円 0	円 0
8	3 水路費	流域貯留施設 築造事業 (大平島公園 多加木公園)	円 1,564,800,000	円 924,000,000	円 460,000,000	円 1,384,000,000	円 397,000,000	円 987,000,000	円 987,000,000	円 63,000,000	円 693,000,000	円 231,000,000	円 0
		流域貯留施設 築造事業 (三ツ井公園)	円 1,980,000,000	円 236,000,000	円 0	円 236,000,000	円 0	円 236,000,000	円 236,000,000	円 0	円 177,000,000	円 59,000,000	円 0
	4 都市計画費	外崎地内 橋梁整備事業	円 235,000,000	円 70,000,000	円 0	円 70,000,000	円 28,640,000	円 41,360,000	円 41,360,000	円 3,020,000	円 10,440,000	円 27,900,000	円 0
計			円 3,877,700,000	円 1,230,970,000	円 460,000,000	円 1,690,970,000	円 426,539,800	円 1,264,430,200	円 1,264,430,200	円 66,090,200	円 880,440,000	円 317,900,000	円 0

報告第7号

令和5年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和5年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度

愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	車両管理事業 自動車購入費	円 5,339,000	円 3,980,000	円 0	円 0	円 3,980,000
2 総務費	3 戸籍住民登録費	戸籍事務事業 総合行政システム(基盤住基系)戸籍管理システム改修委託料	11,066,000	11,066,000	0	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国) 11,066,000	0
2 総務費	3 戸籍住民登録費	住民基本台帳事務事業 総合行政システム(基盤住基系)住民記録システム改修委託料	22,435,000	22,435,000	0	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国) 22,435,000	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)支給事業					
		時間外勤務手当	500,000	500,000	0	0	0
		消耗品費	100,000	100,000			
		印刷製本費	150,000	108,450			
		通信運搬費	3,002,000	3,002,000			
		手数料	1,020,000	1,020,000			
		口座振込手数料	1,307,000	501,380			
		価格高騰重点支援給付金(追加分)給付事務委託料	30,000,000	8,265,445			
		価格高騰重点支援給付金(追加分)システム構築業務委託料	16,495,000	10,850,400			
		価格高騰重点支援給付金(追加分)	798,000,000	130,900,000			
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国) 155,247,675	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金(給付金・定額減税一体支援枠)支給事業	189,000	189,000	0	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国) 153,429,924	0
		時間外勤務手当					
		消耗品費	70,000	70,000			
		通信運搬費	800,000	292,374			
		手数料	131,000	131,000			
		口座振込手数料	1,000,000	894,550			
		物価高騰重点支援給付金給付事務委託料	2,006,000	2,006,000			
		物価高騰重点支援給付金システム構築業務委託料	16,197,000	16,197,000			
物価高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯分)	600,000,000	75,900,000					
物価高騰重点支援給付金(子ども加算分)	150,000,000	57,750,000					
3 民生費	2 老人福祉費	介護施設等防災対策補助事業 介護施設等防災対策事業補助金	22,470,000	22,470,000	0	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (国) 22,470,000	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン住民接種事業					
		会計年度任用職員報酬	316,500	316,500	0	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	231,000
		会計年度任用職員期末手当	114,439	114,439			
		会計年度任用職員勤勉手当	95,755	95,755		(国) 13,818,000	
		会計年度任用職員社会保険料負担金	90,387	90,387		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
		会計年度任用職員通勤費	40,800	40,800			
		手数料	2,794,390	612,000		(国) 38,524,241	
		新型コロナウイルスワクチン住民接種委託料	53,418,002	13,818,000			
		医療廃棄物処理業務委託料	369,600	369,600			
		健康管理システム業務委託料	341,000	341,000			
		超低温冷凍庫等廃棄業務委託料	662,860	662,860			
		新型コロナワクチン接種予診票電子化業務委託料	36,111,900	36,111,900			
4 衛生費	3 清掃費	ごみ焼却施設定期修繕事業					
		施設修繕料	431,200,000	431,200,000	0	0	431,200,000
4 衛生費	3 清掃費	衛生処理場管理運営事業					
		消耗品費	1,289,750	1,191,300	0	0	1,191,300

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線舗装改良事業 幹線舗装改良工事請負費	円 7,724,000	円 7,724,000	円 0	円 防災・安全交付金 (国) 3,612,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 4,100,000	円 12,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁保全事業 橋梁設計委託料 橋梁点検委託料 橋梁保全工事請負費	10,000,000 45,000,000 163,307,000	10,000,000 45,000,000 163,307,000	0	道路メンテナンス事業 補助金 (国) 85,882,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 90,700,000	41,725,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁補修事業 橋梁補修工事請負費	31,740,000	31,740,000	0	道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 25,500,000	6,240,000
8 土木費	3 水路費	土地改良事業補助事業(西成土地改良区) 土地改良事業補助金	8,500,000	8,500,000	0	0	8,500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
8 土木費	4 都市計画費	緊急輸送道路無電柱化事業 公共街路整備工事請負費 電線共同溝整備工事負担金	225,000,000 76,000,000	225,000,000 76,000,000	0	無電柱化推進計画事業補助金 (国) 110,000,000 道路整備事業 (都市計画債) (市債) 174,600,000	16,400,000
8 土木費	4 都市計画費	木曾川古知野線道路改築事業 不動産登記等委託料 公共街路用地購入費 公共街路物件移転補償金	314,278 3,662,820 13,735,154	314,278 3,662,820 13,735,154	0	道路整備事業 (都市計画債) (市債) 15,700,000	2,012,252
8 土木費	4 都市計画費	富田山公園再整備事業 測量・設計業務委託料	34,319,000	34,319,000	0	官民連携基盤整備推進調査費補助金 (国) 24,000,000	10,319,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	木曾川尾西緑地整備事業 測量・設計業務委託料	9,297,900	9,297,900	0	社会資本整備総合交付金 (国) 5,350,000	3,947,900
8 土木費	4 都市計画費	自転車通行空間整備事業 交通安全対策工事請負費	30,139,000	30,139,000	0	防災・安全交付金 (国) 16,026,000	14,113,000
8 土木費	5 都市開発費	観音寺駅駅前広場整備事業 観音寺駅駅前広場整備工事請負費	34,880,000	34,880,000	0	防災・安全交付金 (国) 22,969,000 観音寺駅駅前広場整備事業 (市債) 9,100,000	2,811,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
10 教育費	3 中学校費	学校施設整備事業(中学校) 各校営繕工事請負費	19,510,000	16,772,000	0	0	16,772,000
10 教育費	3 中学校費	校舎等大規模改造事業(中学校) 校舎等大規模改造工事請負費	68,200,000	68,200,000	0	学校施設環境改善交付金 (国) 11,202,000 中学校屋内運動場等 トイレ改修事業 (市債) 21,900,000	35,098,000
計			2,990,451,535	1,632,184,292	0	1,037,631,840	594,552,452

報告第8号

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計継続費逡次繰越額の報告について

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計継続費逡次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌 繰 る	年 越 財	度 額 源	通 に 内	次 係 訳	翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計									
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町黒田一ノ通り地内ほか配水管改良工事	208,100,000	181,700,000	—	181,700,000	89,000,000	92,700,000	92,700,000	30,900,000	61,800,000	0	0	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川配水場電気設備改良工事	616,000,000	30,800,000	—	30,800,000	23,815,000	6,985,000	6,985,000	0	6,985,000	0	0	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川配水場機械設備改良工事	297,000,000	14,850,000	—	14,850,000	9,504,000	5,346,000	5,346,000	0	4,500,000	846,000	0	0	
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町外割田二の通り地内ほか配水管改良工事(その3)	342,700,000	15,000,000	—	15,000,000	0	15,000,000	15,000,000	5,000,000	10,000,000	0	0	0	

報告第9号

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額		
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越る 交付金	度額 に内 次係 に 債	
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	本町通8丁目 地内ほか 雨水管布設工事	600,000,000	200,000,000	100,000,000	300,000,000	100,000,000	200,000,000	200,000,000	100,000,000	100,000,000	0

報告第10号

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債			
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	北園通6丁目地内ほか 下水道管更生工事	184,000,000	0	184,000,000	81,000,000	0	103,000,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	松降1丁目地内ほか 下水道管更生工事	8,000,000	0	8,000,000	0	3,550,000	4,450,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	下沼町4丁目地内 下水道管更生工事	24,000,000	0	24,000,000	0	10,800,000	13,200,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	泉1丁目地内ほか 下水道管更生工事	44,000,000	0	44,000,000	0	19,800,000	24,200,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大宮4丁目地内ほか 下水道管更生工事	33,000,000	0	33,000,000	0	14,850,000	18,150,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債			
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	下川田町4丁目地内ほか 下水道管改良工事	160,000,000	0	160,000,000	0	73,000,000	87,000,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町黒田往還東東ノ切地内 下水道管更生工事	12,000,000	0	12,000,000	0	5,500,000	6,500,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町門間沼地内 下水道管更生工事	29,000,000	0	29,000,000	0	13,500,000	15,500,000	0	0	本工事は令和6年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和5年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和6年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

報告第11号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和5年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度 事業報告書

一般財団法人 一宮市学校給食会

1 事業の状況

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食回数と総食数

	年間給食回数 (回)		総給食数 (食)
	小学校	中学校	
共同調理場	190	190	4,430,467
単独校調理場	190	190	1,418,515
合 計			5,848,982

イ 物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定された26業者より、毎月行われる物資選定委員会で選定された給食用物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金を支払った。

単独校調理場は、単独校調理場物資選定会で選定された給食用物資を購入し、この代金の支払業務を本給食会が行った。

また、主食（米飯・パン・麺）・牛乳についても、本会において支払った。

年間物資購入額

税込 (単位：円)

	副食材料	主 食	牛 乳	合 計
	共同調理場	781,676,186	267,163,591	267,602,884
単独校調理場	253,468,163	82,427,412	86,462,462	422,358,037
合 計	1,035,144,349	349,591,003	354,065,346	1,738,800,698

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費及び年間給食費

税込 (単位: 円)

	日 額 給 食 費		年 間 給 食 費
	小学校	中学校	
共同調理場	285	325	1,186,646,600
単独校調理場	285	325	381,005,227
合 計			1,567,651,827

年度当初の1日の給食対象数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
南部共同調理場	18	8,119	8	4,429	26	12,548
北部共同調理場	14	7,839	7	3,908	21	11,747
共同調理場合計	32	15,958	15	8,337	47	24,295
単独校調理場	10	5,062	4	2,640	14	7,702
合 計	42	21,020	19	10,977	61	31,997

(3) 学校給食についての調査研究、普及充実に係る事業

ア 物資納入業者等の施設、衛生状況の調査

- 食品加工・製造を行う業者4社を、施設の構造、設備・機械器具の取扱い、食品の取扱い方法、衛生管理運営など現地調査し、食品の管理と異物の混入等事故が発生しないよう依頼した。

イ 各種研究会、協議会への参加

- 市教育委員会研究会等
 - ・ 学校給食献立作成委員会（10回通常開催）

ウ 市内小中学校PTA等の試食会事業

○ 試食会開催数

		校 数	件 数	食 数
共同調理場	小学校	23	41	734
	中学校	7	10	167
単独校調理場	小学校	9	27	402
	中学校	2	4	88
合 計		41	82	1,391

エ 食育推進事業

- 一宮を食べる学校給食の日（5月・12月・1月）一宮市産食材の提供
- 愛知を食べる学校給食の日（6月・11月・1月）愛知県産食材の提供
- 全国学校給食週間記念事業（1月24日～30日）地場産物の活用、郷土料理の提供
- 友好都市トレビーズ市（イタリア）にちなんだ献立実施（1月）

2 庶務の概要

(1) 役員に関する事項

2024（令和6）年3月31日現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
会長	高橋 信哉	R5. 5. 16	一宮市教育委員会 教育長
副会長	岩田 佳子	R5. 5. 16	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会長
副会長	春日井一吉	R5. 5. 16	一宮市小中学校長会長
理事長	渡邊 彦尚	R5. 5. 16	一般財団法人一宮市学校給食会 事務局長
常務理事	浅井 覚	R5. 5. 16	一宮市教育委員会 学校給食課長
理事	柘植 康	R5. 5. 16	一宮市保健所 保健衛生課長
理事	吉川 孝信	R5. 5. 16	一宮市立起小学校長
理事	松本 明美	R5. 5. 16	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会副会長
理事	望月 梓	R5. 5. 16	一宮市立中部中学校 食育・給食主任
理事	森 敬一	R5. 5. 16	一宮市教育委員会 教育部長
理事	櫻井 儀久	R5. 5. 16	一宮市教育委員会 学校教育課長
監事	戸田 恭子	R5. 5. 16	一宮市立尾西第二中学校長
監事	岡村 憲典	R5. 5. 16	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会副会長
監事	福田 康博	R5. 10. 20	一宮市教育委員会 総務課長

(2) 役員会等に関する事項

ア 理事会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 5. 5. 16	1 令和4年度事業報告の承認に関する件 2 令和4年度決算の承認に関する件 3 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件	出席者 10	原案承認
開催日 5. 5. 16	1 会長、副会長、理事長及び常務理事の互選に関する件 2 業者選定委員の選任に関する件 報告 令和5年度事業計画書並びに収支予算書について	出席者 13	原案承認
開催日 5. 12. 26	1 令和5年度収支補正予算の承認に関する件 2 令和6年度事業計画の承認に関する件 3 令和6年度収支予算の承認に関する件 4 令和6・7年度学校給食用物資納入業者の指定について 5 評議員会の開催に関する件	出席者 12	原案承認
開催日 6. 1. 17	1 令和6年度収支予算書の修正の承認に関する件	同意書 提出者 14	書面により 同意

イ 評議員会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 5. 5. 16	1 役員の選任に関する件 2 評議員の補欠選任に関する件 3 令和4年度決算報告書の承認に関する件 報告 公益目的支出計画実施報告書に関する件	出席者 9	原案承認
開催日 5. 5. 16	1 令和5年度事業計画並びに収支予算書について	出席者 10	原案承認

提案日 5. 10. 20	1 役員の補欠選任に関する件	同意書 提出者 1 1	書面により 同意
------------------	----------------	-------------------	-------------

ウ 監査会

	開 催 内 容
開催日 5. 5. 9	令和4年度 事業報告及び決算の監査 公益目的支出計画実施報告書の監査
開催日 5. 11. 10	令和5年度 予算執行状況の監査

エ 業者選定委員会

開催日	開 催 内 容
5. 12. 5	学校給食用物資の納入業者の選定

オ 物資選定委員会

開催日	開 催 内 容
年間 1 1 回	学校給食用購入物資の選定並びに購入先の決定
年間 6 回 5. 6. 9. 10. 11. 2月分	学校給食用購入物資（青果物後期分）の選定並びに購入先の決定

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,541	2,541	0
基本財産収入	2,541	2,541	0
事業収益	1,567,651,827	1,016,551,209	551,100,618
給食費収入	1,567,651,827	1,016,551,209	551,100,618
給食費収入(共同調理場)	1,186,646,600	769,321,067	417,325,533
給食費収入(単独校調理場)	381,005,227	247,230,142	133,775,085
受取市補助金	188,487,203	624,692,322	△ 436,205,119
市補助金	188,487,203	623,342,322	△ 434,855,119
市補填金	0	1,350,000	△ 1,350,000
雑収益	2,292,671	1,194,439	1,098,232
雑入	2,292,671	1,194,439	1,098,232
経常収益計	1,758,434,242	1,642,440,511	115,993,731
(2) 経常費用			
事務費	18,091,411	37,315,859	△ 19,224,448
給料	6,588,980	7,899,120	△ 1,310,140
諸手当	3,503,129	19,949,476	△ 16,446,347
共済費	2,381,937	2,360,501	21,436
賃金	4,358,968	3,930,151	428,817
報償費	125,000	35,000	90,000
旅費	43,200	47,200	△ 4,000
需用費	484,187	2,446,041	△ 1,961,854
役務費	591,899	639,724	△ 47,825
負担金・補助及び交付金	14,111	8,646	5,465
事業費	1,738,800,698	1,601,500,706	137,299,992
原材料費(共同調理場)	1,316,442,661	1,212,509,612	103,933,049
原材料費(単独校調理場)	422,358,037	388,991,094	33,366,943
徴収不能額	0	14,302	△ 14,302
雑費	0	0	0
減価償却費	266,733	316,305	△ 49,572
管理費	1,542,133	3,488,644	△ 1,946,511
給料	732,220	877,680	△ 145,460
諸手当	378,077	2,202,761	△ 1,824,684
共済費	264,605	262,233	2,372
旅費	12,640	6,660	5,980
需用費	0	11,000	△ 11,000
役務費	112,024	96,350	15,674
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	1,567	960	607
公課費	41,000	31,000	10,000
経常費用計	1,758,700,975	1,642,635,816	116,065,159

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 266,733	△ 195,305	△ 71,428
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 266,733	△ 195,305	△ 71,428
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 266,733	△ 195,305	△ 71,428
一般正味財産期首残高	408,529	603,834	△ 195,305
一般正味財産期末残高	141,796	408,529	△ 266,733
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	10,141,796	10,408,529	△ 266,733

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	19,939,162	26,097,461	△ 6,158,299
売掛金	106,699,249	114,368,212	△ 7,668,963
未収金	6,661,460	0	6,661,460
前払金	12,141	167,947	△ 155,806
流動資産合計	133,312,012	140,633,620	△ 7,321,608
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	141,796	408,529	△ 266,733
その他固定資産合計	141,796	408,529	△ 266,733
固定資産合計	10,141,796	10,408,529	△ 266,733
資産合計	143,453,808	151,042,149	△ 7,588,341
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	116,638,371	136,369,198	△ 19,730,827
未払金	16,270,491	4,059,163	12,211,328
預り金	403,150	205,259	197,891
流動負債合計	133,312,012	140,633,620	△ 7,321,608
負債合計	133,312,012	140,633,620	△ 7,321,608
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	141,796	408,529	△ 266,733
正味財産合計	10,141,796	10,408,529	△ 266,733
負債及び正味財産合計	143,453,808	151,042,149	△ 7,588,341

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	19,939,162		
当座預金	188,307		
ゆうちょ銀行一宮支店	188,307		
普通預金	19,750,855		
三菱UFJ銀行一宮支店	19,750,855		
売掛金	106,699,249		
未収金	6,661,460		
前払金	12,141		
流動資産合計		133,312,012	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他固定資産			
什器備品	141,796		
その他固定資産合計	141,796		
固定資産合計		10,141,796	
資産合計			143,453,808
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	116,638,371		
未払金	16,270,491		
預り金	403,150		
流動負債合計		133,312,012	
負債合計			133,312,012
正味財産			10,141,796

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
 什器備品の減価償却は、定額法による。
- (2) 消費税等の会計処理
 消費税の会計処理は、税込み方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	408,529	266,733	141,796

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上
						の記載区分
市補助金収入	(合計)		188,487,203	188,487,203		
市補助金(運営補助金)	一宮市	0	17,338,332	17,338,332	0	一般正味財産
市補助金(学校給食費保護者負担軽減補助金)	一宮市	0	171,148,871	171,148,871	0	一般正味財産

2024年5月8日

一般財団法人一宮市学校給食会
会長 高橋信哉様

監事 福田康博 
監事 岡村篤典 
監事 戸田恭子  

監査意見書

一般財団法人一宮市学校給食会定款第11条の規定に基づき、令和5年度事業報告及び決算の監査を行った結果、意見を附して次のとおり報告します。

- (1) 監査年月日 2024年5月8日
- (2) 監査の対象となった期間 令和5年度
(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)
- (3) 監査事項 令和5年度決算監査
- (4) 監査の方法及びその内容
令和5年度業務執行状況及び経理について、決算及び決算附属書類と、総勘定元帳、関係補助簿、関連保管文書等とを照合し、あわせて職員の説明を求め監査した。
- (5) 監査の結果
経理全般にわたり慎重審査したところ、予算は適正に執行されており、決算及び決算附属書類は、総勘定元帳、関係補助簿、関連保管文書等に基づき正確に処理され、収支状況及び財政状態について適正に表示しているものと認められた。

以上

報告第12号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和5年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

2023 年度一宮市土地開発公社事業報告

1 事業の概要

(1) 用地取得

一宮市の依頼に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地を取得しました。

(2) 用地処分

2023 年度に処分した用地はありません。

2 理事会議決議案

(1) 2023 年 5 月 24 日開催分

議案第 3 号 令和 4 年度一宮市土地開発公社事業報告について

議案第 4 号 令和 4 年度一宮市土地開発公社決算について

(2) 2024 年 2 月 13 日開催分

協議事項第 1 号 一宮市土地開発公社理事長の互選について

議案第 1 号 令和 6 年度一宮市土地開発公社事業計画について

議案第 2 号 令和 6 年度一宮市土地開発公社予算及び資金計画について

議案第 3 号 一宮市土地開発公社定款の一部改正について

3 用地取得

区 分	事 業 名	取得年月日	面 積(m ²)	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2023年6月26日ほか	356.22	26,061,678
	そ の 他	—	0.00	0
合 計		—	356.22	26,061,678

4 用地処分

区 分	事 業 名	取得・造成年度	面 積(m ²)	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	—	—	—	—
合 計		—	0.00	0

その他費用(円)		取得総額(円)	処分予定年度	備 考
支払利息	その他			
8,237	0	26,069,915	2025まで	
674,049	0	674,049	—	
682,286	0	26,743,964	—	

その他費用(円)		処分総額(円)	処分年月日	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
—	—	0	—	—	
0	0	0	—	—	

5 用地保有状況

区 分	事 業 名	取得・造成年度	面 積(㎡)	用地・補償費(円)
公有用地	公共予定地	1980ほか	4,970.79	319,491,057
	萩原町中島地区(国道関連)	1996	781.09	70,766,754
	萩原町中島地区(光堂川関連)	1996	664.13	60,170,178
	丹陽北部地区拠点整備事業用地	2006	1,744.81	31,100,000
	都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	1982	965.36	43,802,765
	都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	2021	248.89	12,295,166
	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2023	356.22	26,061,678
	小 計	—	9,731.29	563,687,598
代替地	公共事業等代替地	1974ほか	4,697.01	465,162,739
合 計		—	14,428.30	1,028,850,337

その他費用(円)		年度末保有高(円)	処分予定年度	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
71,320,835	402,970	391,214,862	—	一宮市	
2,861,847	0	73,628,601	2025まで	一宮市	
2,433,311	0	62,603,489	2025まで	一宮市	
0	0	31,100,000	2025まで	一宮市	
1,745,050	0	45,547,815	2024まで	一宮市	
48,468	0	12,343,634	2025まで	一宮市	
8,237	0	26,069,915	2025まで	一宮市	
78,417,748	402,970	642,508,316	—	—	
54,000,926	5,137,553	524,301,218	—	一宮市等	
132,418,674	5,540,523	1,166,809,534	—	—	

2023年度一宮市土地開発公社決算

2023年度一宮市土地開発公社損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 附帯等事業収益	5,988,671	5,988,671
	<hr/>	
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 附帯等事業原価	1,731,439	1,731,439
	<hr/>	<hr/>
事業総利益		4,257,232
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		1,920,850
		<hr/>
事業利益		2,336,382
4 事業外収益		
(1) 受取利息	10,178	
(2) 雑収益	18,000	28,178
	<hr/>	<hr/>
経常利益		2,364,560
		<hr/>
当期純利益		2,364,560
		<hr/> <hr/>

2023年度一宮市土地開発公社貸借対照表
(2024年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部

1 流動資産			
(1) 現金及び預金		93,827,140	
(2) 公有用地		642,508,316	
(3) 代替地		524,301,218	
流動資産合計			1,260,636,674
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 車両その他の運搬具	1,390,055		
減価償却累計額	<u>1,390,054</u>		1
(2) 投資その他の資産			
ア 長期性預金		<u>10,000,000</u>	
固定資産合計			<u>10,000,001</u>
資産合計			<u><u>1,270,636,675</u></u>

負債の部

1 流動負債			
(1) 短期借入金		404,174,307	
(2) 未払費用		715	
(3) 預り金		<u>788,424</u>	
流動負債合計			404,963,446
2 固定負債			
(1) 長期借入金		<u>762,635,227</u>	
固定負債合計			<u>762,635,227</u>
負債合計			<u><u>1,167,598,673</u></u>

資本の部

1 資本金			
(1) 基本財産		<u>10,000,000</u>	
資本金合計			10,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金		90,673,442	
(2) 当期純利益		<u>2,364,560</u>	
準備金合計			<u>93,038,002</u>
資本合計			<u><u>103,038,002</u></u>
負債・資本合計			<u><u>1,270,636,675</u></u>

2023年度一宮市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	0	
その他事業収入	6,006,671	
公有地取得事業支出	△ 26,743,964	
その他事業支出	△ 1,731,439	
人件費支出	△ 1,758,048	
その他の業務支出	△ 59,794	

小計		△ 24,286,574
----	--	--------------

利息の受取額		10,178
--------	--	--------

事業活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 24,276,396
--------------------	--	--------------

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

該当なし

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増減額		26,743,964
-----------	--	------------

財務活動によるキャッシュ・フロー合計		26,743,964
--------------------	--	------------

4 現金及び現金同等物増減額 (△は減少)		2,467,568
-----------------------	--	-----------

5 現金及び現金同等物期首残高		91,359,572
-----------------	--	------------

6 現金及び現金同等物期末残高		93,827,140
-----------------	--	------------

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

- 1 短期借入金 (404, 174, 307円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

附 属 明 細 表

第1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	23,827,140	株式会社三菱UFJ銀行
	通 知	0	
	定 期	70,000,000	1年定期・株式会社百五銀行ほか6行
満期保有 目的以外 で保有す る有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
合 計		93,827,140	

第2 公有用地明細表（期首残高・当期增加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
公共予定地	4,970.79	391,214,862	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(国道関連)	781.09	73,497,342	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	62,491,886	0.00	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0.00	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	45,466,616	0.00	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,321,629	0.00	0	0	0	0
都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	0.00	0	356.22	16,461,399	9,600,279	0	0
合 計	9,375.07	616,092,335	356.22	16,461,399	9,600,279	0	0

第3 代替地明細表（期首残高・当期增加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
イ	公共事業等代替地(一宮地区)	2,083.18	295,002,080	0.00	0	0	0
	公共事業等代替地(尾西地区)	2,613.83	228,971,155	0.00	0	0	0
合 計	4,697.01	523,973,235	0.00	0	0	0	

高 B		当期減少高 C								
その他費用		計 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	131,259	131,259	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	111,603	111,603	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	81,199	81,199	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	22,005	22,005	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	8,237	26,069,915	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	354,303	26,415,981	0.00	0	0	0	0	0	0	0

高 B		当期減少高 C								
その他費用		計 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	327,983	327,983	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	327,983	327,983	0.00	0	0	0	0	0	0	0

第2 公有用地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高				A + B - C	
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共予定地	4,970.79	319,491,057	0	0	0	402,970
萩原町中島地区（国道関連）	781.09	70,766,754	0	0	0	0
萩原町中島地区（光堂川関連）	664.13	60,170,178	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	43,802,765	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,295,166	0	0	0	0
都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	356.22	16,461,399	9,600,279	0	0	0
合 計	9,731.29	554,087,319	9,600,279	0	0	402,970

第3 代替地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高				A + B - C		
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用		
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)	
イ	公共事業等代替地（一宮地区）	2,083.18	261,754,208	0	0	0	228,443
	公共事業等代替地（尾西地区）	2,613.83	203,408,531	0	2,381,090	0	2,528,020
合 計	4,697.01	465,162,739	0	2,381,090	0	2,756,463	

		摘 要
支払利息 (円)	計 (円)	
71,320,835	391,214,862	
2,861,847	73,628,601	
2,433,311	62,603,489	
0	31,100,000	
1,745,050	45,547,815	
48,468	12,343,634	
8,237	26,069,915	
78,417,748	642,508,316	

		摘 要
支払利息 (円)	計 (円)	
33,019,429	295,002,080	
20,981,497	229,299,138	
54,000,926	524,301,218	

第4 有形固定資産明細表

(単位：円)

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引期末 残高 D-F	摘要
車両その他の 運搬具	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	小型乗用自動車(2006年 5月23日取得)
合計	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	

第5 投資その他の資産明細表

(単位：円)

資産の種類	金額	摘要
長期性預金	10,000,000	2年定期・株式会社名古屋銀行
合計	10,000,000	

第6 短期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
株式会社 大垣共立銀行	0.180	377,430,343	0	377,430,343	0	2023.3.31借入れ (入札)
いちい信用金庫	0.178	0	387,049,602	387,049,602	0	2023.9.29借入れ (入札)
いちい信用金庫	0.168	0	404,174,307	0	404,174,307	2024.3.29借入れ (入札)
合計		377,430,343	791,223,909	764,479,945	404,174,307	

第7 長期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
一宮市	0.000	762,635,227	0	0	762,635,227	
合計		762,635,227	0	0	762,635,227	

第8 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	一宮市	10,000,000	
合計		10,000,000	

第9 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	0	—
附帯等事業 収益	保有土地賃貸等収益	4,519,376	保有土地一時使用料
	附帯事業収益	1,469,295	公共事業等代替地管理事業負担金
	小 計	5,988,671	
合 計		5,988,671	

第10 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	0	—
附帯等事業 原価	保有土地賃貸等原価	262,144	駐車場管理費
	附帯事業原価	1,469,295	公共事業等代替地管理費
	小 計	1,731,439	
合 計		1,731,439	

第11 販売費及び一般管理費内訳明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
人件費	1,758,048	報酬 133,100
		給料 1,176,979
		手当 214,503
		法定福利費 225,612
		福利厚生費 7,854
経 費	162,802	需用費 11,242
		役務費 86,760
		公租公課 60,600
		減価償却費 0
		雑費 4,200
合 計	1,920,850	

2024年4月24日

一宮市土地開発公社
理事長 中野 正康 様

監 事 川松 久芳 
監 事 平松 幹啓 

監 査 意 見 書

一宮市土地開発公社定款第24条の規定に基づき、2023年度決算監査を行った結果について、意見を付して次のとおり報告します。

- 1 監査年月日
2024年4月24日
- 2 監査の対象となった期間
2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
- 3 監査事項
2023年度決算監査
- 4 監査の結果の概況及び意見
2023年度決算について、経理全般にわたり監査したところ、適正に執行されており、経理の帳簿は、証拠書類に基づき正確に処理され、事実と相違ないことを認める。

以上

報告第13号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和5年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

1 営業報告

(1) 営業の概要

①国内状況について

日本経済はコロナ禍を乗り越えて回復基調に乗り、企業収益等は好調に推移しました。しかし、収益が賃金や投資に十分に結び付かず、景気の好循環を生み出せずにいます。そして、エネルギー価格や物価の高騰に水を差されて回復のスピードはゆるやかなものに止まっています。デフレ脱却に向けて企業は、賃金上昇や価格転嫁を適切に行い物価上昇の好循環に結びつけることや、貯蓄超過を是とするこれまでの考え方を見直して積極的な投資を行うなど成果の社会実装を促進させることが求められます。

生鮮食料品の流通分野に関しては依然、量販店の産地直送やインターネットなど、“取引の多様化”が進んでおり、卸売事業者は厳しい状況に置かれています。引き続き販路拡大や流通コスト他の経費削減に努めるとともに質の面で優位性を持てるようワールドチェーンシステム確立他の課題に取り組むことが大切になります。

②一宮市の取引状況

当市場の卸売事業者の業績は、取扱数量、金額とも長く減少していましたが、第44期に増加に転じ、前期（第45期）も引き続き増加しました。今期は、ほぼ横ばいながら微減となりました。

③卸売市場(株)の取り組み（施設管理）

ア 市場取引の監督・指導

市場取引の公開性を尊重し、公正で秩序ある取引を確保するため、日常業務の監督・指導に努めました。

イ 施設の維持管理等

市場の施設を常に良好な状態に保つため、各施設並びに設備の保守点検及び修繕を行いました。当期は店舗棟改修工事に合計4,158,000円余を支出したために大幅増となりました。その他実施した主な修繕は、駐車場舗装工事（3所）2,031,975円、汚水中継槽ポンプ交換工事715,000円、エレベーター機械室防水工事504,487円、マンホール等補修工事496,540円です。

ウ 関連店舗の利用状況

関連店舗は年度当初、41店舗中31.5店舗が使用されていました。年度内に2店舗がそれぞれ撤退、入居したので空き店舗は9.5店舗となっています。

④自主的取組

ア 「ぐりーんりんぐ」の発行（地場野菜供給センターの活動）

地場野菜供給センターは、地場野菜の生産振興や流通の促進を図るため、地産地消の推進及び食の安全の問題に積極的に取り組んでいます。具体的には、市民や消費者向けに食の情報紙「ぐりーんりんぐ」を4回発行して、市内の小学校低学年全児童と中学校、高校、公共施設などに配布しました。2023年度は新たに市内保育園や幼稚園、駅ビルに配置して取組強化に努めました。

イ 一般開放事業

卸売市場を消費者に理解してもらい、生鮮食料品などの需要拡大につなげるため「日曜新鮮市」を実施して卸売市場の発展に努めました。

(2) 取扱高の状況

青果部門の取扱数量は9,835.92トンで前期（9,886.00トン）に比べて50.08トン、0.5%の減、取扱金額は31億9,469万円で前期（32億3,749万円）に比べて4,280万円、1.3%の減となりました。

部類別 品目	取扱数量（t）				取扱金額（万円）				
	第45期	第46期	増減		第45期	第46期	増減		
			量	率			金額（万円）	率	
青果部	野菜	8,782.90	8,848.74	65.84	0.75	274,840	277,177	2,337	0.9
	果実	1,092.10	976.09	▲116.01	▲10.62	38,491	35,977	▲2,514	▲6.5
	その他	11.00	11.09	0.09	0.82	10,418	6,315	▲4,103	▲39.4
	計	9,886.00	9,835.92	▲50.08	▲0.51	323,749	319,469	▲4,280	▲1.3
水産部	4.50	4.50	0.00	0.00	483	477	▲6	▲1.2	
合計	9,890.50	9,840.42	▲50.08	▲0.51	324,232	319,946	▲4,286	▲1.3	

（卸売業者取引高実績報告数値）

水産部門の取扱数量は4.5トンで前期と変わらず、取扱金額は477万円で前期（483万円）より6万円、1.2%の減となりました。市場全体では、取扱数量が9,840.42トンで、前期（9,890.50トン）に比べて50.08トン、0.5%の減、取扱金額は31億9,946万円で前期（32億4,232万円）に比べて4,286万円、1.3%の減となりました。当期の営業日数は249日（前期251日）で、部類別品目ごとの実績は表記載のとおりです。

(3) 当期の純利益（卸売市場株式会社）

経常損益のうち営業損益については営業収益が 92,820,033 円で、前期に比べて 2,003,779 円減少しました。事務所や店舗の賃貸借契約の満了が主な要因です。

一方、営業費用は 91,933,145 円と前期比 13,704,351 円の増加となりました。貸倒償却 7,783,083 円を計上したこと、テナント改修等で修繕費が 5,764,671 円増加したこと、防犯カメラのリース料 1,047,790 円を新規計上したことが主な要因です。その結果、営業利益は 886,888 円と前期より 15,708,130 円減少しました。

また、営業外損益に関しては、営業外収益が 9,465,985 円と前期より 1,819,596 円増加しました。雑収入として貸倒保証金を計上したのが要因です。これに、営業外費用 638,377 円（前期比 126,402 円減）を引いた営業外収益は 8,827,608 円

（前期比 1,945,998 円増）となりました。その結果、経常利益は 9,714,496 円（前期比 13,762,132 円減）となり、それに特別利益・損失を加味した当期の純利益は 6,059,277 円でした。建設仮勘定除去損を計上して純利益▲857,072 円となった前期と比べ 6,916,349 円の増となりました。

(4) 場内営業者等の概要

①卸売業者

部類別	期首	期末	会社名	社長名	資本金
青果部	1	1	大協青果株式会社	小嶋弘道	72,000千円
水産部	1	1	株式会社ヤマト水産	木村智広	3,000千円

②買受人

買受人数	期首	期末	増減	内訳（エリア別）			
				一宮	稲沢	県内	県外
	143	143	0	87	22	28	6
増減			0	0	0	0	0

③関連事業者（関連事業店舗組合等）

業種	期首	期末	業種	期首	期末
雑穀販売業	1	1	菓子販売業	2	2
食肉販売業	3	3	総合食料品販売業	1	1
麺類販売業	1	1	警備業	1	1
豆腐・蒟蒻販売業	1	1	運送業	2	2
海苔・乾物販売業	1	1	中小企業協同組合	1	1
餅販売業	1	0	住宅及び店舗のリフォーム業	1	1
青果物販売業	1	1	発泡スチロール等のリサイクル業	1	1
包装・容器販売業	1	0	合計	19	17

(5) 庶務の概要

主な庶務に関する事項は、次のとおりです。

① 株主総会

- ・ 定時株主総会

2023年5月22日

第1号議案 取締役退任に伴う新取締役の選任について

第2号議案 監査役退任に伴う新監査役の選任について

第3号議案 第45期（自2023年4月1日至2024年3月31日）の
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び
個別注記表の承認について

② 取締役会

(ア) 2023年5月15日

第1号議案 定時株主総会の開催について

第2号議案 第45期（自2023年4月1日至2024年3月31日）の
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び
個別注記表の承認について

(イ) 2023年10月20日

第1号議案 高圧受変電設備の改修工事他について

(ウ) 2024年2月8日

第1号議案 不納欠損処理の承認について

第2号議案 令和5（2023）年度 一宮地方総合卸売市場株式会社
資金借入の承認について

第3号議案 令和6（2024）年度 一宮地方総合卸売市場株式会社事業計
画の承認について

③ 株主の状況

(ア) 期末株式数 45,000株

(イ) 期末株主数 3名

④ 商業登記

役員変更 2名（2023年6月12日）

⑤ 期末役員数

(ア) 取締役 6名

(イ) 監査役 2名

⑥ 期末社員数 3名

2 貸借対照表

貸借対照表			
(2024年3月31日現在)			
単位：円			
資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	(10,307,354)	【流動負債】	(3,564,038)
普通預金	7,837,834	未払金	
現金	18,985	未払費用	1,350,023
有価証券	10,000	未払法人税等	296,500
商品	33,559	未払消費税等	774,600
貯蔵品	0	預り金	249,716
前払費用	1,413,135	賞与引当金	893,199
未収入金	981,114		
未収消費税等	0		
未収還付法人税等	0		
立替金	13,727		
貸倒引当金	△ 1,000		
【固定資産】	(1,138,808,347)	【固定負債】	(481,538,467)
建築物	107,512,352	長期借入金	458,417,000
構築物	2,450,164	預り保証金	22,624,511
機械装置	1	退職給付引当金	496,956
車両運搬具	1		
器具備品	388,822		
一括償却資産	824,634		
土地	1,016,324,088	負債合計	485,102,505
建設仮勘定	2,640,000		
電話加入権	164,750		
長期前払費用	1,558,400		
長期繰延税金資産	6,945,135		
前払年金費用	0		
		(純資産の部)	
		【株主資本】	(664,013,196)
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	350,000,000
		その他資本剰余金	350,000,000
		利益剰余金	224,013,196
		繰越利益剰余金	224,013,196
		うち当期純利益	6,059,277
		自己株式	△ 10,000,000
		純資産合計	664,013,196
合計	1,149,115,701	合計	1,149,115,701

3 損益計算書

		損益計算書		単位：円	
		自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日			
区分	科目	金額			
経常損益の部	【営業収益】				
	市場使用料	89,844,033		92,820,033	
	市場共益費	2,976,000			
	【営業費用】				
	一般管理費	16,883,859			
	給貸退職厚生旅交会広水消修保借減負租車火通り清雑貸	0			
	給付費用	542,642			
	福利通費	2,937,208			
	交際費	183,304			
	会議費	14,320			
	宣伝費	4,320			
	広告費	104,600			
	水道熱費	2,699,579			
	消耗品費	482,179			
修理費	13,214,261				
保守管理料	5,910,364				
借地賃料	5,569,824				
減価償却費	10,798,411				
負債金	1,837,888				
租車課費	10,585,800				
火災保険料	244,894				
火通り信	2,690,625				
一掃衛生	111,359				
倒償	1,213,080				
	4,951,550				
	3,169,995				
	7,783,083				
				91,933,145	
	営業利益				886,888
営業外損益	【営業外収益】				
	受取配当金	56			
	受取貸収	400			
	雑収	6,027,288			
		3,438,241			
				9,465,985	
	【営業外費用】				
	支払利息	638,377			
				638,377	
経常利益					9,714,496
	【特別利益】				
	貸倒引当金戻入	48,000			
				48,000	
	【特別損失】				
	税引前当期純利益				9,762,496
	法人税、住民税及び事業税				296,588
	法人税等調整額				3,406,631
	当期純利益				6,059,277

*参考 損益計算書（前期比較）

区 分	科 目	第46期	第45期	増減	摘要
経常損益の部	【営業収益】				
	市場使用料	89,844,033	92,279,812	△ 2,435,779	事務所&商業店舗契約満了
	市場共益費	2,976,000	2,544,000	432,000	
	営業収益合計	92,820,033	94,823,812	△ 2,003,779	
	【営業費用】（一般管理費）				
	給料手当	16,883,859	16,041,211	842,648	
	退職給付費用	542,642	1,318,881	△ 776,239	
	厚生福利費	2,937,208	2,643,228	293,980	
	旅交費	183,304	124,608	58,696	
	交際費	14,320	2,430	11,890	
	会議費	4,320	4,160	160	
	広告宣伝費	104,600	104,600	0	
	水道光熱費	2,699,579	4,024,603	△ 1,325,024	電気契約変更 (新電力⇒中電)
	消耗品費	482,179	554,122	△ 71,943	
	修繕費	13,214,261	7,449,590	5,764,671	商業店舗改修415万円、 駐車場舗装203万円
	保守管理料	5,910,364	6,025,118	△ 114,754	
	借地償却料	5,569,824	5,569,824	0	
	減価償却費	10,798,411	10,601,032	197,379	
	負債償却金	1,837,888	1,970,400	△ 132,512	
	租税公課	10,585,800	11,362,000	△ 776,200	消費税▲78万円
	車輜保険料	244,894	66,320	178,574	
	火災保険料	2,690,625	2,687,435	3,190	
	通信用料	111,359	116,170	△ 4,811	
	一掃衛生料	1,213,080	165,290	1,047,790	防犯カメラ設置(リース)
	清掃衛生費	4,951,550	4,484,550	467,000	
	雑費	3,169,995	2,913,222	256,773	
	貸倒償却	7,783,083	0	7,783,083	愛新物産(株)の不納欠損処理分
営業費用合計	91,933,145	78,228,794	13,704,351		
営業利益	886,888	16,595,018	-15,708,130		
営業外損益	【営業外収益】				
	取利息	56	67	△ 11	
	受取配当金	400	400	0	
	貸収	6,027,288	6,027,288	0	
	雑収入	3,438,241	1,618,634	1,819,607	大新水産(株) 預り保証金清算
	貸倒引当金戻入額	0	0	0	
	営業外収益合計	9,465,985	7,646,389	1,819,596	
【営業外費用】					
支払利息	638,377	764,774	△ 126,397		
雑損失	0	5	△ 5		
営業外費用合計	638,377	764,779	△ 126,402		
営業外利益	8,827,608	6,881,610	1,945,998		
経常利益	9,714,496	23,476,628	△ 13,762,132		
特別損益	【特別利益】				
	貸倒引当金戻入	48,000	1,702,000	△ 1,654,000	
特別損失	【特別損失】				
	建設仮勘定除去損	0	25,850,000	△ 25,850,000	
税引前当期純利益	9,762,496	△ 671,372	10,433,868		
法人税	法人税、住民税及び事業税	296,588	296,590	△ 2	
	法人税等調整額	3,406,631	△ 110,890	3,517,521	
	法人税合計	3,703,219	185,700	3,517,519	
当期純利益	6,059,277	△ 857,072	6,916,349		

4 株主資本等変動計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月 31日
(単位:円)

【株主資本】

資本金	前期末残高	100,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>100,000,000</u>
資本剰余金		
その他の資本剰余金	前期末残高	350,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>350,000,000</u>
資本剰余金合計	前期末残高	350,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>350,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	217,953,919
	当期変動額 (当期純利益金額)	6,059,277
	当期末残高	<u>224,013,196</u>
利益剰余金合計	前期末残高	217,953,919
	当期変動額	6,059,277
	当期末残高	<u>224,013,196</u>
自己株主	前期末残高	-10,000,000
	当期末残高	-10,000,000
株主資本合計	前期末残高	657,953,919
	当期変動額	6,059,277
	当期末残高	<u>664,013,196</u>
純資産の部合計	前期末残高	657,953,919
	当期変動額	6,059,277
	当期末残高	<u>664,013,196</u>

5 個別注記表

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月 31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの……移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法(ただし1998年4月1日以降に取得した建物、並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)

無形固定資産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒見込額を計上して
おります。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額の
うち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額を
計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 966,155,552 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 45,000 株

4. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たりの純資産額 15,091 円 21 銭

(2) 一株当たりの当期純利益 137 円 71 銭

第 4 6 期 付 属 明 細 書

単位：円

1. 固定資産の取得及び処分明細書

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	摘要
有形固定資産	建物	111,570,710	4,409,527	0	8,467,885	107,512,352	
	構築物	2,896,190	0	0	446,026	2,450,164	
	機械装置	1	0	0	0	1	
	車両運搬具	1	0	0	0	1	
	器具備品	388,689	286,000	0	285,867	388,822	
	一括償却資産	1,649,267	0	0	824,633	824,634	
	土地	1,016,324,088	0	0	0	1,016,324,088	
	建設仮勘定	2,640,000	0	0	0	2,640,000	
	計	1,135,468,946	4,695,527	0	10,024,411	1,130,140,062	
	無形固定資産	電話加入権	164,750	0	0	0	164,750
計	164,750	0	0	0	164,750		
投資その他資産	長期繰延税金資産	10,351,766	0	3,406,631	0	6,945,135	
	長期前払費用	2,332,400	0	0	774,000	1,558,400	
	前払年金費用	0	0	0	0	0	
	計	12,684,166	0	3,406,631	774,000	8,503,535	
合計	1,148,317,862	4,695,527	3,406,631	10,798,411	1,138,808,347		

2. 担保権設定明細書

担保の目的たる資産		担保権の設定状況
区分	期末簿価	
建物	107,512,352	土地及び株式購入資金として2014年10月に100,000千円、2021年3月運転資金とし
土地	1,016,324,088	て30,000千円、いずれも愛知西農協より借り入れた借入債務に対する担保。
合計	1,123,836,440	

監 査 報 告 書

私たち監査役は2024年5月10日、一宮地方総合卸売市場株式会社本店において第46期営業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）に係る監査を行いました。

それまで、当該営業期間に開催された取締役会に出席して執務が適正に執行されているかを確認してまいりましたが、当日は事務局から執務内容や実施経過について説明を受け、帳簿等の関係書類に齟齬はないか慎重に実地検査いたしました。その結果を下記項目により報告します。

記

1. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従って作成され、会社財産や損益状況を正確に示していると認める。
2. 営業報告書の内容は、真実であると認める。
3. 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令・定款及び会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はない。
4. 取締役の職務執行に関して不正行為や法令もしくは定款に違反する事実はなく、指摘すべきことはない。
5. 付属明細書は、法令及び定款に適合して作成されているものと認める。

2024年5月10日

一宮地方総合卸売市場株式会社

監査役 岡田 糧

監査役 松岡 頼考

報告第14号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和6年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

一宮市長 中野正康

いちのみや未来エネルギー株式会社事業計画

(令和6年5月1日から令和7年4月30日まで)

1 電力販売計画

令和5年7月から電力供給を開始した市内公共施設82件に加え、令和6年4月から、新たに「市役所本庁舎」「市役所機械式立体駐車場」「光明寺最終処分場」に電力を供給し、供給先施設は85件（詳細は別紙）となります。当年度の年間販売電力量は21百万kWhを想定しています。

2 収支計画

売上高は616百万円、営業利益は23百万円を確保する予定です。なお、令和6年4月からの容量市場の開始に伴い、容量拠出金として50百万円を計上するとともに、利益活用・寄付金として20百万円を計上しています。

3 利益活用策の検討

事業活動で得られた利益については、当社の設立趣旨に鑑み、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネ、環境教育、レジリエンス向上など、エネルギーの地産地消や地域課題解決に資する取組みに活用する予定です。

令和6年度収支計画
(令和6年5月1日から令和7年4月30日まで)

(単位:千円)

科目	金額		
	収入	支出	
売上高	616,278		
売上原価		544,210	
-電源調達費		388,396	
-託送費		102,094	
-容量拠出金		50,000	
-その他		3,720	
売上総利益			72,068
販売費及び一般管理費		48,705	
-営業費		24,000	
-人件費		1,380	
-利益活用 寄附金		20,000	
-その他		3,325	
営業利益			23,363
営業外収益	0		
営業外費用		0	
税引前当期純利益			23,363
法人税等		7,009	
当期純利益			16,354

別紙

電力販売計画

1 供給先施設

対象施設	予定供給量 (千kWh)
本 庁 舎	2,422
機 械 式 立 体 駐 車 場	14
浅井いこいの広場	53
北方いこいの広場	58
時之島いこいの広場	77
尾 西 斎 場	66
環 境 セ ン タ ー	780
光 明 寺 最 終 処 分 場	265
ゆうゆうのやかた	217
奥 町 公 園 野 球 場	47
五 城 グ ラ ウ ン ド	8
木 曾 川 運 動 場	63
九 品 寺 公 園 競 技 場	115
平 島 公 園 野 球 場	46
博 物 館	680
尾 西 歴 史 民 俗 資 料 館	50
三 岸 節 子 記 念 美 術 館	439
子 ども 文 化 広 場 図 書 館	70
玉 堂 記 念 木 曾 川 図 書 館	173
尾 西 図 書 館	97
市 立 小 中 学 校 (61 校)	6,823
北 部 学 校 給 食 共 同 調 理 場	370
南 部 学 校 給 食 共 同 調 理 場	392
市 民 病 院	7,591
き き よ う 会 館	48
合 計	20,962

(注) 端数処理の関係で数値が一致しない場合があります。

販売電力量 20,962千kWh

2 調達電源 (令和6年度分)

東邦ガス株式会社

調達電力量 21,790千kWh

上記調達電力量のうち、環境センター・市内太陽光発電所(8か所)から前年並みの約7割を調達予定